

平成19年度事業計画

I 基本的な考え方

全国衛生管理者協議会（以下、協議会）は、平成18年度には労働衛生情報の収集・提供、全国交流会及びブロック別会議の開催の充実を重点として衛生管理者に対する情報の提供、衛生管理者相互の連携の促進を図ってきた。

平成19年度は、前年度から継続する事業をさらに発展させ、情報収集・提供や全国交流会等の開催を通じて、衛生管理者の自己研鑽及び相互研鑽の促進を図ることを重点とする。

II 主要事業の概要

1 労働衛生情報の収集・提供

- (1) 協議会事務局は、e-メール等を利用した「全国衛生管理者協議会ニュース」を定期的に発行する。
- (2) 会員は、自ら実施した活動やその他の得られた労働衛生に関する情報を速やかに協議会事務局に提供する。協議会事務局は、それを「ニュース」等に反映させる。
- (3) 会員は、「全国衛生管理者協議会ニュース等」により、提供された情報を各会員団体に所属する衛生管理者に伝達することとする。

2 衛生管理者の情報交流会等

(1) 全国衛生管理者情報交流会

協議会は、中央労働災害防止協会（以下、中災防）との共催により、全国産業安全衛生大会第2日目に会員の協力の下に、全国衛生管理者情報交流会を開催する。会員は、各会員に所属する衛生管理者等に対し、参加を勧奨することとする。

(2) ブロック別会議

協議会は、衛生管理者活動や会員活動の好事例等をブロックごとに情報交換し、意見交換を行うためのブロック別会議を会員の協力の下に、次のとおり開催する。

ア 原則として2ブロックで開催する。

イ ブロック別会議の参加者は、会員からは都道府県単位で実際の活動の中核を担っている役員、幹事等及び事務局とし、協議会からは、事業検討委員会委員及び事務局とする。

ウ ブロック別会議での意見交換等の様子については、会員間で共有するため「全国衛生管理者協議会ニュース」で配信する。

3 衛生管理者の資質向上の促進

- (1) 協議会は、衛生管理者の資質向上のための支援について引き続き検討する。
- (2) 協議会は、衛生管理者の日常的な業務に参考となる又は資質の向上に役立つ図書について、中災防との協力の下に、企画・執筆を行う。
- (3) 協議会は、事業検討委員会での検討結果を踏まえ、衛生管理者の資質向上に資するための研修会、研究会等を試行する。

4 衛生管理者の活動する場づくりの促進

- (1) 協議会は、中災防との協力により、全国産業安全衛生大会衛生部会労働衛生管理活動分科会において衛生管理者向けのシンポジウム、衛生管理者による多くの研究発表等が組み込まれるよう努める。
なお、会員は、協議会事務局から研究発表等の依頼があった場合には、積極的に対応するものとする。
- (2) 会員は、各会員に所属する衛生管理者が積極的に意見交換や情報交流ができる会合の開催、インターネットを活用した場の開設などに努める。

5 会員の活動に対する援助

- (1) 会員は、事業場の労働衛生管理を担う衛生管理者の活動を支援するため、衛生管理者向け研修会の開催等を行うものとする。
- (2) 協議会は、会員が実施する講習会等に対し、日本産業衛生技術部会の協力のもとに、講師の紹介等の支援を行う。
- (3) 協議会は、会員が行う上記(1)の活動のうち一定のものについて、中災防からの援助をもとに、これに要する費用の一部又は全部を補助する。

6 会員の加入促進

協議会は、未だ協議会に加入していない県労働基準協会等に対し、県協議会等の設立と全国協議会への加入の勧奨に努める。

7 事業活動の企画、実施

- (1) 協議会は、総会を開催し、本事業年度の事業計画及び収支予算等を審議決定する。
- (2) 協議会は、幹事会を必要に応じて開催する。幹事会は、総会に付議すべき事項及び会務の執行に関する事項等について審議決定する。
- (3) 協議会は、事業検討委員会に、本事業計画に基づく事業活動を企画、実施させる。